

同意書兼誓約書

(公立認定こども園（１号）の入園関係)

【同意事項】

- 1 適正な教育・保育の実施や保育料の算定・徴収のため、必要な情報を市担当者が住民登録担当課・課税情報担当課・市税などの収納担当課・その他関係各課から取得する場合があること。
- 2 『子ども・子育て支援認定（現況）申請書（１号認定）』の申し込みの際に収集した個人情報について「個人情報の保護に関する法律」第６９条第２項の規定により市長が必要と判断したときは、関係機関に提供する場合があること。
- 3 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の番号を記載した個人情報の取扱いを、市担当者及び施設担当者が行うこと。
- 4 世帯の状況や課税状況により、年度途中に保育料変更を行う場合があること。
- 5 保育料の算定に必要な課税資料に不備または指定された期日までに提出をしなかった場合は、最高階層の保育料での決定となること。
- 6 入園申込以後において、世帯構成の変更（婚姻、離婚、祖父母などと同居、別居となったなど）、申込内容について変更が生じた場合は直ちに市に届け出ること。
- 7 確定申告書や住民税申告書などにより課税額が変更となった場合は、速やかに市に届け出ること。
- 8 保育料は、納期限までに必ず納付すること。また口座の残高不足や納め忘れなどにより保育料が未納となった場合は、扶養義務者（父母・祖父母など）が相互に協力し、速やかに納付すること。
- 9 保育料の支払いが困難な状況が生じた場合は、速やかに市に納付相談を行い納付計画を立てること。
- 10 保育料を滞納した場合は、子どもに関する手当等現金支給とし、市が行う納付相談に応じること。また、相談等に応じない場合は、市担当者が扶養義務者・保護者・世帯員等の雇い主、その他の関係者に報告を求めたり訪問調査をする場合があること。
- 11 保育料を滞納した場合は、保育料徴収のため必要に応じ、収納情報などを幼稚園・認定こども園（以下、「幼稚園等」という。）に提供する場合があること。また、家庭の状況などの情報提供を幼稚園等に求める場合があること。
- 12 保育料を滞納した場合は、財産（給与・預貯金・生命保険などを含む。）の差押えなどの滞納処分を受ける場合があること。
- 13 入園時期の変更は特別な理由を除き認められないこと。
- 14 入園希望した施設が定員を超えたとき、市で選考を行なうため希望施設に入園できない場合があること。
 - ①申請書類は、期限までにすべて提出のこと。（必要書類が不足している場合は、申請書類の受理はしないので、認定および選考の対象外となる。）
 - ②すでに入園している教育施設等を年度末まで利用し、次年度も同じ施設において教育を希望する場合のみ、「継続児」として扱う。
- 15 施設が掲げる「教育・保育目標」「教育・保育方針」などを理解し、また施設が定める「きまり」を守り、他の保護者と共に施設運営に協力すること。

- 16 ①集団で教育・保育を行うため、特別な理由（アレルギー・障がい・疾病等）を除き、個人的な考えを基にした教育・保育には対応できないこと。
②個別対応が必要な場合は、医師の診断書、指示書などの提出が必要になり、その内容によっては食事や教育・保育に制限がかかる場合があること。
- 17 施設で怪我など事故があった場合、施設が加入する保険の範囲内での対応となること。
- 18 実際とは異なる内容で申し込みをした場合は、内定を取り消されたり、入園後に明らかになったときは教育の実施を解除される（「退園」となることをいう。）場合があること。
- 19 連絡がなく長期間通園がない場合は、市の判断により教育の実施を解除される場合があること。
- 20 同意事項に違反が認められる場合は、教育の実施を解除される場合があること。
- 21 「入園案内」を熟読し、施設の特徴や必要な届等について理解した上で、申し込みを行うこと。

上記の同意事項に同意し、遵守することを誓約します。

吉野川市長 様

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

入園希望児童 氏 名 フリガナ _____

保護者氏名（自署） _____ 続柄 _____

保護者氏名（自署） _____ 続柄 _____

※児童の保護者（扶養義務者）がそれぞれに署名のうえ、入園希望児童との続柄を記入してください。